

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>第八十一条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 提供計算書類に表示すべき事項に係る情報を、法第三百三十一条第三項の規定による通知を発出する時から五年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第一百四十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により投資主（その期間内に当該方法による提供計算書類の提供の請求をした者を除く。）に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限り。</p> <p>5 前項の場合には、執行役員は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をイ</p>	<p>第八十一条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>

インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを投資主に対して通知しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。